

再犯防止推進計画等検討会における報告に対する意見

川出敏裕

法務省刑事局から説明があった、全部執行猶予判決が想定される事案における保護観察の積極活用について意見と要望を申し上げる。

この問題については、昨年度の検討会においても、薬物事犯の再犯防止対策との関係で検討をお願いしたものであり、この度、検察庁全体として保護観察を積極的に活用する方向で新たな取組がなされることになったことに、まず感謝を申し上げたい。

これまで保護観察付執行猶予があまり活用されてこなかった理由としては、配布資料に記載の点のほか、裁判所が、保護観察を不利益処分と捉えたうえで、保護観察付執行猶予を、その重さにおいて、単純執行猶予と実刑の間にあるもの、どちらかという実刑に近いものと位置づけてきたことにあるとされている。

しかし、保護観察は第一次的には対象者の改善更生を図るための処分であって、執行猶予の際に保護観察を付すかどうかも、その観点から考えるべきものである。検察官が論告求刑時に保護観察に付すべきことを主張する運用は、この考え方に沿ったものであり、その観点からも評価できるものである。最近公刊された論文（田中知子「執行猶予者に対する保護観察の積極活用について」研修932号15-22頁）によれば、検察官がそのような主張をした事件のうち、約4分の3で保護観察が付されているとのことであるが、結果として保護観察が付されていない事件であっても、検察官がそのような主張をした場合には、裁判所はその必要性について検討することを求められるから、そのうえで保護観察に付さないという判断をするのであれば、その理由を示すことになるだろう。こうした運用を通じて、保護観察に対する裁判所の認識を変えていくこともできるのではないかと思う。

そのうえで、配布資料に記載されているように、法改正により、保護観察付執行猶予の期間内に再犯に及んだ者について、必ず実刑とするのではなく、再度の執行猶予とすることが可能となったという点を、保護観察付執行猶予を積極的に活用するための根拠とするのであれば、この先のさらなる運用の試みとして、保護観察付執行猶予中に再犯をした事案で、保護観察の下で社会内処遇を継続したほうがよいと判断されるもの（例えば、薬物事犯で、保護観察付執行猶予の期間満了間際に再犯をしてしまったような場合が考えられる）については、検察官が、再度の保護観察付執行猶予にすべきとする意見を述べるという運用を行うことを検討してもらいたい。そのような一貫した運用をすることにより、執行猶予における保護観察の位置づけが明確なものとなると思われる。